

令和 6 年 11 月 25 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 6 年 12 月 2 日午前 10 時招集の丸亀市議会 12 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 87 号 専決処分の承認について（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号））
- 議案第 88 号 令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 89 号 令和 6 年度丸亀市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 90 号 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 91 号 丸亀市市税条例及び丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92 号 丸亀市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議案第 93 号 丸亀市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94 号 丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正について
- 議案第 95 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事）
- 議案第 96 号 工事請負契約の締結について（金山地区隣保館・児童館新築工事）
- 議案第 97 号 物品の購入について（丸亀市民会館海外製フルコンサートグランドピアノ）
- 議案第 98 号 指定管理者の指定について（丸亀市城北コミュニティセンター）
- 議案第 99 号 指定管理者の指定について（丸亀市城西コミュニティセンター）
- 議案第 100 号 指定管理者の指定について（丸亀市城乾コミュニティセンター）
- 議案第 101 号 指定管理者の指定について（丸亀市城坤コミュニティセンター）
- 議案第 102 号 指定管理者の指定について（丸亀市城南コミュニティセンター）
- 議案第 103 号 指定管理者の指定について（丸亀市土器コミュニティセンター）

- 議案第 104 号 指定管理者の指定について（丸亀市飯野コミュニティセンター）
- 議案第 105 号 指定管理者の指定について（丸亀市川西コミュニティセンター）
- 議案第 106 号 指定管理者の指定について（丸亀市郡家コミュニティセンター）
- 議案第 107 号 指定管理者の指定について（丸亀市垂水コミュニティセンター）
- 議案第 108 号 指定管理者の指定について（丸亀市栗熊コミュニティセンター）
- 議案第 109 号 指定管理者の指定について（丸亀市岡田コミュニティセンター）
- 議案第 110 号 指定管理者の指定について（丸亀市富熊コミュニティセンター及び同分館）
- 議案第 111 号 指定管理者の指定について（丸亀市飯山南コミュニティセンター）
- 議案第 112 号 指定管理者の指定について（丸亀市飯山北コミュニティセンター）
- 議案第 113 号 指定管理者の指定について（丸亀市手島自然教育センター）
- 議案第 114 号 指定管理者の指定について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館）
- 議案第 115 号 指定管理者の指定について（丸亀市民体育館ほか 9 施設）
- 議案第 116 号 指定管理者の指定について（綾歌森林公園畦田キャンプ場ほか 1 施設）
- 議案第 117 号 指定管理者の指定について（丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター）
- 議案第 118 号 指定管理者の指定について（丸亀市保健福祉センターほか 2 施設）
- 議案第 119 号 指定管理者の指定について（大手町第一駐車場ほか 5 施設）
- 議案第 120 号 指定管理者の指定について（丸亀駅南第二自転車駐車場ほか 4 施設）
- 議案第 121 号 市道路線の変更について（津森町位 1 号線）

議案第 87 号

専決処分の承認について（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

専 決 処 分 書

令和6年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

丸亀市長 松 永 恭 二 印

令和6年度丸亀市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度丸亀市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,209,672千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位：千円)

(単位：千円)

(歳入)	歳入歳出補正予算事項別明細書	(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	3,649,474	49,537	3,699,011
歳入合計	71,160,135	49,537	71,209,672

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	9,417,353	49,537	9,466,890
歳 出 合 計	71,160,135	49,537	71,209,672

補正額の財源内訳					
	特 国県支出金	特定財源		その他	一般財源
		地方債			
	49,537	0	0	0	0
	49,537	0	0	0	0

[illegible]

節		金額	說明	(單位：千元)
區分				
4 選舉費委託金	49,537	鄉鎮區議員總選舉委託金 49,158 鄉鎮區議員總選舉委託金 146 最高裁判所裁判官國民評議員補充金 110 鄉鎮區議員總選舉委託金 123		

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	9,417,353	49,537	9,466,890		
4 選挙費	33,825	49,537	83,362	49,537	0
3 選挙費	14,280	49,537	63,817	(特定財源内訳) 県支出金 49,537	0
歳 出 合 計	71,160,135	49,537	71,209,672	49,537	0

一般会計

(単位:千円)

節		区 分	金 額	説 明
1 報酬	14,355		14,355	管理者、立会人等報酬 14,355
2 給料	1,261		1,261	会計年度任用職員給 (選挙事務) 1,261
3 職員手当等	4,666		4,666	選挙事務従事職員手当 3,675 会計年度任用職員時間外勤務手当 (選挙事務) 920 会計年度任用職員通勤手当 (選挙事務) 71
7 報償費	236		236	報償金 236
8 旅費	286		286	費用弁償 270 県内旅費 5
10 需用費	1,472		1,472	会計年度任用職員費用弁償 11 消耗品費 1,000 燃料費 2 食糧費 120 印刷製本費 250 修繕料 100
11 役務費	7,861		7,861	通信運搬費 6,939 手数料 822 ポスター掲示場賠償責任保険料 100
12 委託料	11,030		11,030	投票器具運搬委託料 1,350 駐車場・庁内管理委託料 1,780 公報配布委託料 1,500 ポスター掲示場設置等委託料 6,400
13 使用料及び賃借料	3,820		3,820	会場借上料 900 車船借上料 670 機械借上料 2,250
15 原材料費	50		50	資材費 50
17 備品購入費	4,500		4,500	選挙用備品費 4,500
歳 出 合 計				衆議院議員選挙費 49,537

令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 288,658 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71,498,330 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金		9,506,687	236,027	9,742,714	
	1 国庫負担金	5,680,001	230,380	5,910,381	
	2 国庫補助金	3,801,977	5,647	3,807,624	
16 県支出金		3,699,011	△17,139	3,681,872	
	1 県負担金	2,263,911	△38,603	2,225,308	
	2 県補助金	1,170,843	21,464	1,192,307	
18 寄附金		304,630	95,715	400,345	
	1 寄附金	304,630	95,715	400,345	
19 繰入金		11,140,636	△6,576	11,134,060	
	2 基金繰入金	11,110,138	△6,576	11,103,562	
20 繰越金		558,802	22,031	580,833	
	1 繰越金	558,802	22,031	580,833	
22 市債		13,658,500	△41,400	13,617,100	
	1 市債	13,658,500	△41,400	13,617,100	
歳入	合計	71,209,672	288,658	71,498,330	

歳出		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総務費		9,466,890	2,650	9,469,540	
	1 総務管理費	8,614,033	2,650	8,616,683	
3 民生費		21,554,638	229,572	21,784,210	
	2 児童福祉費	10,620,226	229,572	10,849,798	
4 衛生費		4,546,886	420	4,547,306	
	1 保健衛生費	2,307,756	420	2,308,176	
6 農林水産業費		973,701	14,818	988,519	
	1 農業費	892,932	14,818	907,750	
8 土木費		5,146,630	24,914	5,171,544	
	2 道路橋りょう費	1,158,795	20,955	1,179,750	
	5 都市計画費	2,446,395	3,959	2,450,354	
10 教育費		20,768,617	16,284	20,784,901	
	2 小学校費	6,416,270	8,000	6,424,270	
	5 社会教育費	7,388,080	8,284	7,396,364	
歳出	合計	71,209,672	288,658	71,498,330	

第2表

債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
丸亀市手島自然教育センター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	14,814
丸亀市城北コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	47,757
丸亀市城西コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	48,798
丸亀市城乾コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	47,220
丸亀市城坤コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	48,162
丸亀市城南コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	48,978
丸亀市土器コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	46,623
丸亀市飯野コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	48,675
丸亀市川西コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	47,373
丸亀市郡家コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	46,761
丸亀市垂水コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	47,934
丸亀市栗熊コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	49,911
丸亀市岡田コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	55,953
丸亀市富熊コミュニティセンター及び同分館指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	69,645
丸亀市飯山南コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	47,850
丸亀市飯山北コミュニティセンター指定管理料	令和6年度から 令和9年度まで	52,116
コミュニティセンター太陽光発電設備等整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	45,000
丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	60,000
丸亀市保健福祉センターほか2施設指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	356,050
自転車駐車場（市内5施設）指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	67,910
大手町地区4街区立体駐車場整備に伴う概略設計業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	15,000
大手町地区4街区立体駐車場整備に伴う地質調査業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	9,500
ギガスクール構想に係る生徒用タブレット端末購入費	令和6年度から 令和7年度まで	179,846
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	1,388,675
丸亀市民体育館ほか9施設指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	880,000
綾歌森林公園畦田キャンプ場ほか1施設指定管理料	令和6年度から 令和11年度まで	32,500

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
農業施設整備事業	補正前	50,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債とする。)	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	61,200			
道路橋りょう整備事業	補正前	450,500			
	補正後	455,200			
小学校施設整備事業	補正前	3,463,100			
	補正後	3,439,100			
総務管理施設整備事業	補正前	725,700			
	補正後	692,400			
計	補正前	13,658,500			
	補正後	13,617,100			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債			△ 41,400		△ 41,400
(1) 総務債			△ 33,300		△ 33,300
(4) 農林水産業債			11,200		11,200
(6) 土木債			4,700		4,700
(8) 教育債			△ 24,000		△ 24,000
補正予算額計			△ 41,400		△ 41,400
合 計 (補 正 前)	57,194,007	57,168,999	13,658,500	5,893,829	64,933,670
合 計 (補 正 後)	57,194,007	57,168,999	13,617,100	5,893,829	64,892,270

1. 総括

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書 (単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,506,687	236,027	9,742,714
16 県支出金	3,699,011	△17,139	3,681,872
18 寄附金	304,630	95,715	400,345
19 繰入金	11,140,636	△6,576	11,134,060
20 繰越金	558,802	22,031	580,833
22 市債	13,658,500	△41,400	13,617,100
歳入合計	71,209,672	288,658	71,498,330

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	9,466,890	2,650	9,469,540
3 民生費	21,554,638	229,572	21,784,210
4 衛生費	4,546,886	420	4,547,306
6 農林水産業費	973,701	14,818	988,519
8 土木費	5,146,630	24,914	5,171,544
10 教育費	20,768,617	16,284	20,784,901
歳 出 合 計	71,209,672	288,658	71,498,330

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源				内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
0	△33,300	5,000	30,950	
212,630	0	0	16,942	
0	0	0	420	
1,712	11,200	0	1,906	
4,546	4,700	0	15,668	
0	△24,000	33,424	6,860	
218,888	△41,400	38,424	72,746	

2. 歳入

(単位：千円)			
区 分	節		明 記
	金 額	金 額	
6 児童措置費負担金	230,380	230,380	児童手当負担金
11 児童福祉施設運営費補助金	733	733	利用者支援事業補助金
13 児童福祉施設運営費補助金	1,250	1,250	保育対策総合支援事業費補助金 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金
1 道路橋りょう新設改良費補助金	1,900	1,900	市道丸亀臨港線蓬莱新橋他補修事業補助金 (道路メンテ)
9 都市計画施設運営費補助金	1,764	1,764	緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	9,506,687	236,027	9,742,714
1 国庫負担金	5,680,001	230,380	5,910,381
1 民生費国庫負担金	5,434,214	230,380	5,664,594
2 国庫補助金	3,801,977	5,647	3,807,624
1 民生費国庫補助金	377,908	1,983	379,891
5 土木費国庫補助金	690,086	3,664	693,750

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	3,699,011	△ 17,139	3,681,872
1 県負担金	2,263,911	△ 38,603	2,225,308
1 民生費県負担金	2,217,798	△ 38,603	2,179,195
2 県補助金	1,170,843	21,464	1,192,307
2 民生費県補助金	570,085	18,870	588,955
4 農林水産業費県補助金	229,419	1,712	231,131
5 土木費県補助金	50,115	882	50,997

節		金 額	説 明
区 分			
4 児童措置費負担金	△ 38,603	児童手当負担金	△ 38,603
5 児童福祉施設運営費補助金	18,870	乳幼児医療費補助金 ひとり親家庭等医療費補助金 利用者支援事業補助金	16,362 2,325 183
2 農業振興費補助金	1,712	多様な農業人材支援事業補助金 水田機能維持・活用促進事業補助金	1,326 386
2 都市計画施設運営費補助金	882	緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金	882

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
13 ふるさと丸亀心 援寄附金	50,715	ふるさと丸亀心援寄附金 ふるさと丸亀心援寄附金（七尾市支援寄附金）	50,000 715
1 企業版ふるさと 納税寄附金	45,000	企業版ふるさと納税寄附金	45,000

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 寄附金	304,630	95,715	400,345
1 寄附金	304,630	95,715	400,345
8 ふるさと丸亀心援寄附金	300,000	50,715	350,715
9 企業版ふるさと納税寄附金	3,000	45,000	48,000

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 教育文化体育基金繰入金	△ 8,000	教育文化体育基金繰入金	△ 8,000
1 市立美術館運営基金繰入金	1,424	市立美術館運営基金繰入金	1,424

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	11,140,636	△ 6,576	11,134,060
2 基金繰入金	11,110,138	△ 6,576	11,103,562
1 教育文化体育基金繰入金	1,926,699	△ 8,000	1,918,699
5 市立美術館運営基金繰入金	3,900	1,424	5,324

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 前年度繰越金	22,031	前年度繰越金	22,031

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	558,802	22,031	580,833
1 繰越金	558,802	22,031	580,833
1 繰越金	558,802	22,031	580,833

(单位:千元)

部		金 額	説 明
区 分			
2 農業債	11,200	単独県費補助土地改良事業補助金債	11,200
1 道路橋りょう債	4,700	市道丸亀臨港線蓬菜新橋他補修事業債	4,700
1 小学校債	△ 24,000	広島小中学校整備事業債 飯野小学校特別支援学級整備事業債	△ 30,000 6,000
2 総務管理債	△ 33,300	コミュニティセンター太陽光発電設備等整備事業債	△ 33,300

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市債	13,658,500	△ 41,400	13,617,100
1 市債	13,658,500	△ 41,400	13,617,100
2 農林水産業債	65,100	11,200	76,300
3 土木債	1,451,700	4,700	1,456,400
5 教育債	9,829,600	△ 24,000	9,805,600
6 総務債	725,700	△ 33,300	692,400
歳 入 合 計	71,209,672	288,658	71,498,330

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	9,466,890	2,650	9,469,540		
1 総務管理費	8,614,033	2,650	8,616,683	△28,300	30,950
1 一般管理費	5,123,372	30,800	5,154,172	0	30,800
8 企画費	101,818	1,100	102,918	0	1,100
11 離島振興費	316,975	5,000	321,975	(特定財源内訳) 寄附金 5,000	0
12 交通対策費	205,367	2,750	208,117	0	2,750
16 コミュニティ 費	805,955	△37,000	768,955	△33,300 (特定財源内訳) 地方債 △33,300	△3,700

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
7 償還費	14,630	ふるさと納税謝礼	14,630
10 需用費	270	印刷製本費	270
11 役務費	1,210	手数料	1,210
12 委託料	13,975	ふるさと納税サービス運営業務委託料	4,491
		ふるさと納税業務委託料	4,351
		懸垂幕等作成設置業務委託料	448
		市制施行20周年記念PRグッズ作成業務委託料	4,682
25 寄附金	715	災害支援金	715
12 委託料	1,100	万博国際交流プログラム推進業務委託料	1,100
18 負担金、補助及び 交付金	5,000	広島地区活性化補助金	5,000
		離島振興費	5,000
11 役務費	2,500	コミュニティバス通信運搬費	2,500
12 委託料	250	コミュニティバスラッピング業務委託料	250
12 委託料	△37,000	太陽光発電設備等整備業務委託料	△37,000
		コミュニティセンター整備事業費	△37,000
		コミュニティセンター太陽光発電設備等整備事業費	△37,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	21,554,638	229,572	21,784,210		
2 児童福祉費	10,620,226	229,572	10,849,798	212,630	16,942
1 児童福祉総務費	1,806,152	68,484	1,874,636	19,603	48,881
				(特定財源内訳)	
				国庫支出金	
				733	
				県支出金	
				18,870	
2 児童措置費	1,983,935	153,175	2,137,110	191,777	△38,602
				(特定財源内訳)	
				国庫支出金	
				230,380	
				県支出金	
				△38,603	
3 保育所及び子ども園費	5,885,368	7,913	5,893,281	1,250	6,663
				(特定財源内訳)	
				国庫支出金	
				1,250	

10 需用費
 12 委託料
 14 工事請負費
 19 扶助費
 22 償還金、利子及び割引料
 19 扶助費
 18 負担金、補助及び交付金
 22 償還金、利子及び割引料

節	区 分	金 額	説 明

(单位:千元)

節			説	例
区 分	金 額			
22 繰還金、利子及び 割引料	420	過年度国庫等支出金返還金	420	母子保健事業費 母子保健相談・指導事業費 420

[illegible]

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	973,701	14,818	988,519		
1 農業費	892,932	14,818	907,750	12,912	1,906
3 農業振興費	127,342	3,038	130,380	1,712 (特定財源内訳) 県支出金 1,712	1,326
5 農地費	557,387	11,780	569,167	11,200 (特定財源内訳) 地方債 11,200	580

区 分	節	金 額	説 明
18 負担金、補助及び交付金		3,038	多様な農業人材支援事業補助金 2,652 担い手経営活性化事業費 386 水田機能維持・活用促進事業補助金 386 多様な農業人材支援事業補助金 (施設整備) 2,652
18 負担金、補助及び交付金		11,780	単独県費補助土地改良事業補助金 11,780 単独県費補助土地改良事業補助金 11,780

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	5,146,630	24,914	5,171,544		
2 道路橋りょう費	1,158,795	20,955	1,179,750	6,600	14,355
2 道路橋りょう費 維持費	276,899	17,500	294,399	0	17,500
3 道路橋りょう 新設改良費	811,748	3,455	814,903	6,600 (特定財源内訳) 国庫支出金 1,900 地方債 4,700	△3,145
5 都市計画費	2,446,395	3,959	2,450,354	2,646	1,313
1 都市計画総務 費	112,606	3,959	116,565	2,646 (特定財源内訳) 国庫支出金 1,764 県支出金 882	1,313

節		金 額	説 明
区 分			
12 委託料	1,500	1,500	道路除草・伐倒木等処理業務委託料 道路維持管理費 1,500
14 工事請負費	16,000	16,000	道路補修事業費 道路補修事業費 16,000
14 工事請負費	3,455	3,455	道路メンテナンス補助事業費 市道丸亀臨港線蓬莱新橋他補修事業費 3,455
12 委託料	431	431	都市計画図修正業務委託料 都市計画管理費 431
18 負担金、補助及び 交付金	3,528	3,528	緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金 耐震改修促進事業費 3,528

前			明	
区 分	金 額	説		
14 工事請負費	8,000	工事費	8,000	小学校建設費（単独事業） 飯野小学校特別支援学級整備事業費 8,000
22 償還金、利子及び 割引料	2,560	過年度国庫支出金返還金	2,560	放課後子どもプラン事業費 放課後留守家庭児童会事業費 2,560
12 委託料	4,300	美術館指定管理委託料（光熱水費 追加分）	4,300	美術館管理運営費 美術館運営費 4,300
14 工事請負費	1,424	工事費	1,424	美術館施設整備費 1,424

令和 6 年度丸亀市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度丸亀市の駐車場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(追加)										(単位 千円)	
事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額			左 の 財 源 内 訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源					
						国(県)支出金	地方債	その他			
駐車場(市内6施設)指定管理料	356,000	—	—	令和6年度から 令和11年度まで	356,000	—	—	356,000	0		

令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度丸亀市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条のうち、(2) 1 日平均舟券売上金額及び (3) 1 日平均返還金額を次のとおり改める。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 1 日平均舟券売上金額	708, 000 千円	87, 000 千円	795, 000 千円
(3) 1 日平均返還金額	14, 000 千円	1, 900 千円	15, 900 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり改める。

収 入

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業収益	147, 043, 924 千円	17, 559, 900 千円	164, 603, 824 千円
第 1 項 営業収益	146, 945, 145 千円	17, 559, 900 千円	164, 505, 045 千円

支 出

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 競走事業費用	141, 128, 622 千円	15, 067, 495 千円	156, 196, 117 千円
第 1 項 営業費用	138, 077, 441 千円	15, 067, 495 千円	153, 144, 936 千円

（債務負担行為）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項	期間	限度額
S G 競走全国販売促進キャンペーン業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	65,575 千円
S G 競走イベント開催業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	79,500 千円
S G 競走テレビスポットCM放送業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	5,000 千円
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	83,700 千円
インターネット・スマホ運営業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	142,200 千円
イベント開催等業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	137,000 千円
テレビスポットCM放送業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	38,750 千円
グリーン・モーヴィ運営業務委託料	令和 6 年度～令和 7 年度	150,000 千円

令和 6 年 12 月 2 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業収益	147,043,924	17,559,900	164,603,824	
1 営業収益	146,945,145	17,559,900	164,505,045	
1 開催収入	144,926,635	17,559,900	162,486,535	発売金等増額分

支 出

(単位:千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競走事業費用	141,128,622	15,067,495	156,196,117	
1 営業費用	138,077,441	15,067,495	153,144,936	
3 競走実施費	116,125,791	15,067,495	131,193,286	売上連動費用増額分

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
I 競走事業収益	1 営業収益			147,043,924	17,559,900	164,603,824			
				146,945,145	17,559,900	164,505,045			
			1 開催収入	144,926,635	17,559,900	162,486,535	3 勝舟投票券発売金	17,503,200	発売金増額分
							4 払戻返還不能収入	25,800	発売金増額分
							5 払戻端数切捨金収入	30,900	発売金増額分

支 出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
I 競走事業費用	1 営業費用			141,128,622	15,067,495	156,196,117			
				138,077,441	15,067,495	153,144,936			
			3 競走実施費	116,125,791	15,067,495	131,193,286	55 委託料	531,365	電話投票事務委託料増額分
							57 使用料及び賃借料	492,721	中央情報処理センターシステム利用料増額分
							65 負担金、補助及び交付金	25,000	香川県中部ボートレース事業組合配分金増額分
							67 日本財団交付金	591,474	発売金連動増額分
							69 競走会交付金	213,735	発売金連動増額分
							79 払戻金、返還金	13,213,200	発売金連動増額分

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位: 千円)

1 営業収益			
(1) 開催収入	162,481,514		
(2) 受託事業収入	1,991,144		
(3) 雑入	23,666	164,496,324	
2 営業費用			
(1) 総係費	554,612		
(2) 施設管理費	229,200		
(3) 競走実施費	129,704,560		
(4) BTS丸亀	257,751		
(6) 広告宣伝費	979,028		
(7) 特別競走	18,238,861		
(8) 受託事業費	248,777		
(9) 減価償却費	1,099,153		
(10) 資産減耗費	5,561		
(11) その他営業費用	0	151,317,503	
営業利益			13,178,821
3 営業外収益			
(1) 受取利息	40,700		
(2) 使用料	4,914		
(3) 長期前受金戻入	34,338		
(4) 雑収益	17,084	97,036	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	0		
(2) 繰出金	3,000,000		
(3) 寄付金	25,000		
(4) 繰延勘定償却	0		
(5) 雑支出	1,564,178	4,589,178	△ 4,492,142
経常利益			8,686,679
当年度純利益			8,686,679
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金変動額			1,200,000
当年度未処分利益剰余金			9,886,679

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		2,452,033	
イ 建 物	11,865,614		
減価償却累計額	<u>△ 3,991,590</u>	7,874,024	
ウ 構築物	8,358,704		
減価償却累計額	<u>△ 2,972,062</u>	5,386,642	
エ 機械及び装置	2,505,892		
減価償却累計額	<u>△ 1,352,352</u>	1,153,540	
オ 船舶	25,144		
減価償却累計額	<u>△ 23,695</u>	1,449	
カ 車両運搬具	56,284		
減価償却累計額	<u>△ 42,659</u>	13,625	
キ 工具器具及び備品	1,544,222		
減価償却累計額	<u>△ 1,340,142</u>	204,080	
ク リース資産			
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ケ 建設仮勘定		<u>1,355,412</u>	
有形固定資産合計			18,440,805
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計			0
(3) 投 資			
ア 基金		3,330,830	
イ その他の資産		<u>0</u>	
投 資 合 計			<u>3,330,830</u>
固 定 資 産 合 計			21,771,635

2 流動資産

(1) 現金預金		49,661,728	
(2) 未 収 金			
ア 営業未収金	273,912		
イ 営業外未収金	2,317		
ウ その他未収金	<u>0</u>	276,229	
(3) 有価証券		3,970,610	
(4) 短期貸付金		0	
(5) 前 払 金		0	
(6) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			53,908,567

3 繰延勘定

繰延勘定合計		<u>0</u>	
資 産 合 計			<u>75,680,202</u>

負 債 の 部

4	固定負債			
(1)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(2)	引 当 金			
ア	退職給付引当金	331,776		
イ	修繕引当金	0	331,776	
(3)	リース債務		0	
	固定負債合計			331,776
5	流動負債			
(1)	一時借入金		0	
(2)	企 業 債			
ア	建設改良等の財源に 充てる企業債	0	0	
(3)	引 当 金			
ア	修繕引当金	0		
イ	賞与引当金	31,520	31,520	
(4)	リース債務		0	
(5)	未 払 金			
ア	営業未払金	2,885,360		
イ	営業外未払金	7,180		
ウ	その他未払金	89,200	2,981,740	
(6)	未 払 費 用		0	
(7)	前 受 金		31,803	
(8)	預 り 金		18,718	
(9)	その他流動負債		100	
	流動負債合計			3,063,881
6	繰延収益			
(1)	長期前受金		700,736	
(2)	収益化累計額		△ 271,419	
	繰延収益合計			429,317
	負 債 合 計			<u>3,824,974</u>

資 本 の 部

7	資 本 金			
(1)	自己資本金			
ア	固有資本金	17,339,453		
イ	繰入資本金	0		
ウ	組入資本金	11,057,184	28,396,637	
	資本金合計			28,396,637
8	剰 余 金			
(1)	資本剰余金			
ア	受贈財産評価額	0		
イ	その他資本剰余金	20,922		
	資本剰余金合計		20,922	
(2)	利益剰余金			
ア	減債積立金	0		
イ	利益積立金	5,661,719		
ウ	建設改良積立金	27,889,271		
エ	当年度未処分利益剰余金	9,886,679		
	利益剰余金合計		43,437,669	
	剰 余 金 合 計			43,458,591
	資 本 合 計			71,855,228
	負 債 資 本 合 計			<u>75,680,202</u>

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業補正予算予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

科 目	(単位：千円)
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	8,686,679
減価償却費	1,099,153
除却費	5,561
貸倒引当金増減額 (△は減少)	0
賞与引当金増減額 (△は減少)	△ 930
退職給付引当金増減額 (△は減少)	16,660
修繕引当金増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入益	△ 34,338
受取利息及び配当金	△ 40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
有価証券売却損益 (△は益)	0
固定資産売却損益 (△は益)	0
未収金の増減額 (△は増加)	17,479
未払金の増減額 (△は減少)	△ 297,892
預り金の増減額 (△は減少)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	9,451,672
受取利息及び配当金	40,700
支払利息及び企業債取扱諸費	0
業務活動によるキャッシュ・フロー①	9,492,372
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△ 1,500,288
有価証券の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
基金による収入	0
基金への積立	△ 1,700
その他の投資による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,501,988
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期前受金の受入による収入	0
長期前受金の返還による支出	0
短期貸付による収入	6,000,000
短期貸付による支出	△ 6,000,000
剰余金の減少	0
企業債の受入による収入	0
企業債の返還による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0
資金の増加額④=①+②+③	7,990,384
資金の期首残高	41,671,344
資金の期末残高	49,661,728

令和6年度丸亀市モーターボート競走事業会計補正予算債務負担行為に関する調書

(追加)

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	内部留保 資 金
SG競走全国販売促進キャンペーン業務委託料	65,575	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	65,575	—	65,575
SG競走イベント開催業務委託料	79,500	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	79,500	—	79,500
SG競走テレビスポットCM放送業務委託料	5,000	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	5,000	—	5,000
全国販売促進・ファンサービス業務委託料	83,700	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	83,700	—	83,700
インターネット・スマホ運営業務委託料	142,200	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	142,200	—	142,200
イベント開催等業務委託料	137,000	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	137,000	—	137,000
テレビスポットCM放送業務委託料	38,750	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	38,750	—	38,750
グリーン・モーヴィ運営業務委託料	150,000	—	—	令和6年度 ～ 令和7年度	150,000	—	150,000

議案第 91 号

丸亀市市税条例及び丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
丸亀市市税条例及び丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したい。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市税条例及び丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
(丸亀市市税条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (市民税の申告) 第 43 条の 2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 28 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者の該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第 2 節 固定資産税 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 61 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区	第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (市民税の申告) 第 43 条の 2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 28 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者の該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第 2 節 固定資産税 (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 61 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区

改正後	改正前
分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同法第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 第3節 軽自動車税 (種別割の減免) 第81条の2 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略	分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同法第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 第3節 軽自動車税 (種別割の減免) 第81条の2 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略

改正後	改正前
第5節 特別土地保有税 (特別土地保有税の減免) 第112条の2 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者においては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 第3章 目的税 入湯税 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第128条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号	第5節 特別土地保有税 (特別土地保有税の減免) 第112条の2 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者においては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3) 略 3 略 第3章 目的税 入湯税 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第128条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号

改正後	改正前
号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略	号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) 略
(丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正) 第2条 丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報という。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

丸亀市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

丸亀市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該申請をした職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第 26 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては 2 年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3 年)、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年とする。

(大学等課程の履修のための休業をすることができる教育施設)

第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

- (3) 前 2 号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当と認めるもの
- (職員として参加することが適当であると認められる奉仕活動)

第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
 - (2) 前号に準ずる奉仕活動として任命権者が適当と認めるもの
 - (3) 外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
- (自己啓発等休業の期間の延長)

第 6 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第 3 条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。
 - 3 第 2 条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。
- (自己啓発等休業の承認の取消事由)

第 7 条 法第 26 条の 5 第 5 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加する奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、若しくは停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加する奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第 8 条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その者が在学している課程を休学し、若しくは停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加する奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を受けるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第 9 条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

第 10 条 丸亀市職員の退職手当に関する条例(平成 17 年条例第 49 号)第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての丸亀市職員の退職手当に関する条例第 7 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数(法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する場合については、その月数の 2 分の 1 に相当する月数)」とする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

丸亀市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
丸亀市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定したい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市税条例等の一部を改正する条例
(丸亀市市税条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 1 章 総則 第 1 節 通則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) ・ (4) 略 第 2 節 賦課徴収 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第 25 条 略 第 26 条 削除		第 1 章 総則 第 1 節 通則 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) ・ (4) 略 第 2 節 賦課徴収 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第 25 条 略 (督促手数料) 第 26 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例の一部改正)

第2条 丸亀市税外収入金の延滞金等徴収及び滞納処分に関する条例(平成17年条例第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、本市が徴収する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の歳入(以下「収入金」という。)の延滞金の徴収及び同条第3項の規定に基づき、本市が徴収する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(以下「収入金等」という。)の滞納処分について、必要な事項を定めるものとする。 (督促) 第2条 略 第3条 <u>削除</u> (減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、延滞金を減免することができる。 (滞納処分) 第6条 第2条の規定により督促を受けたものが、督促状の指定期限までに収入金等及び当該収入金等に係る延滞金を完納しないときは、地方税の滞納処分の例により処分するものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、本市が徴収する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の歳入(以下「収入金」という。)の督促手数料及び延滞金の徴収並びに同条第3項の規定に基づき、本市が徴収する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(以下「収入金等」という。)の滞納処分について、必要な事項を定めるものとする。 (督促) 第2条 略 (督促手数料) 第3条 <u>前条の規定に基づき督促状を發したときは、督促状1通につき100円の手数料を徴収する。</u> 2 <u>法令による特別の定めのあるものについては、前項の規定にかかわらず、法令に定める手数料の額を手数料として徴収する。</u> (減免) 第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前2条の規定にかかわらず、督促手数料又は延滞金を減免することができる。</u> (滞納処分) 第6条 第2条の規定により督促を受けたものが、督促状の指定期限までに収入金等並びに当該収入金等に係る督促手数料及び延滞金を完納しないときは、地方税の滞納処分の例により処分するものとする。

(丸亀市介護保険条例の一部改正)

第3条 丸亀市介護保険条例(平成17年条例第123号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促) 第7条 略 第8条 削除	(督促) 第7条 略 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。
(丸亀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正) 第4条 丸亀市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
第2章 保険料 (普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 略 第5条 削除	第2章 保険料 (普通徴収に係る保険料の納期) 第4条 略 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第 94 号

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正について
丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例

丸亀市立学校体育施設使用条例(平成 17 年条例第 102 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前												
(使用施設) 第 2 条 使用することのできる体育施設は、<u>別表のとおりとする。</u> (使用料) 第 10 条 体育施設使用料は、<u>無料とする。</u>ただし、<u>体育施設の照明設備又は空調設備</u>を使用するときは、<u>規則で定める使用料を納付しな</u> <u>ければならない。</u> (<u>減免</u>) 第 11 条 教育委員会は、前条に定める使用料を<u>減免</u>することができ る。 別表(第 2 条関係)	(使用施設) 第 2 条 使用することのできる体育施設は、<u>別表第 1 のとおりとする。</u> (使用料) 第 10 条 体育施設使用料は無料とする。ただし、<u>体育施設の照明施設</u> を使用するときは、<u>別表第 2 に定める照明使用料を納付しな</u> <u>ければならない。</u> (<u>免除</u>) 第 11 条 教育委員会は、前条に定める<u>照明使用料を免除</u>することができ る。 別表第 1(第 2 条関係)												
<table><tr><th colspan="2">体育施設名</th><th>学校名</th></tr><tr><td>小学校</td><td>屋内運動場</td><td>丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校</td></tr></table>	体育施設名		学校名	小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校	<table><tr><th colspan="2">体育施設名</th><th>学校名</th></tr><tr><td>小学校</td><td>屋内運動場</td><td>丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校</td></tr></table>	体育施設名		学校名	小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校
体育施設名		学校名											
小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校											
体育施設名		学校名											
小学校	屋内運動場	丸亀市立城乾小学校、丸亀市立城坤小学校、丸亀市立城北小学校、丸亀市立城西小学校、丸亀市立城東小学校、丸亀市立城辰城南小学校、丸亀市立郡家小学校、丸亀市立飯野小学校、丸亀市立垂水小学校、丸亀市立広島小学校、丸亀市立岡田小学校、丸亀市立富熊小学校、丸亀市立飯山南小学校、丸亀市立飯山北小学校											

則附

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 95 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事）

丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金 180,400,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 16,400,000 円
- 4 変更契約金額 金 217,481,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19,771,000 円
- 5 契約金額の増減額 金 37,081,000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3,371,000 円
- 6 契約の相手方 香川県高松市亀井町 1 番地 3
鹿島建設株式会社 四国支店 執行役員支店長 尾崎 美伸

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市一番丁 地内
- 3 変更後の工期 着手 令和 5 年 9 月 1 2 日
完成 令和 7 年 3 月 2 8 日
- 4 契約金額の増減額 ￥37,081,000－(増額)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥3,371,000－
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則第 32 条第 2 号の規定により免除
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書のとおり
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に規定する対象
建設工事の該当の有無
☐ 該当する
分別解体等の方法等 ☐ 変更あり(別紙のとおり)
☐ 変更なし
☒ 該当しない
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 5 年 9 月 1 2 日に締結した契約を変更する令和 6 年 3 月 2 6 日付の変更契約について、当該契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 9 月 1 2 日付で締結した契約書、令和 6 年 3 月 2 6 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 6 年 1 1 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 香川県高松市亀井町 1 番地 3
鹿島建設株式会社 四国支店
執行役員支店長 尾崎 美伸

印

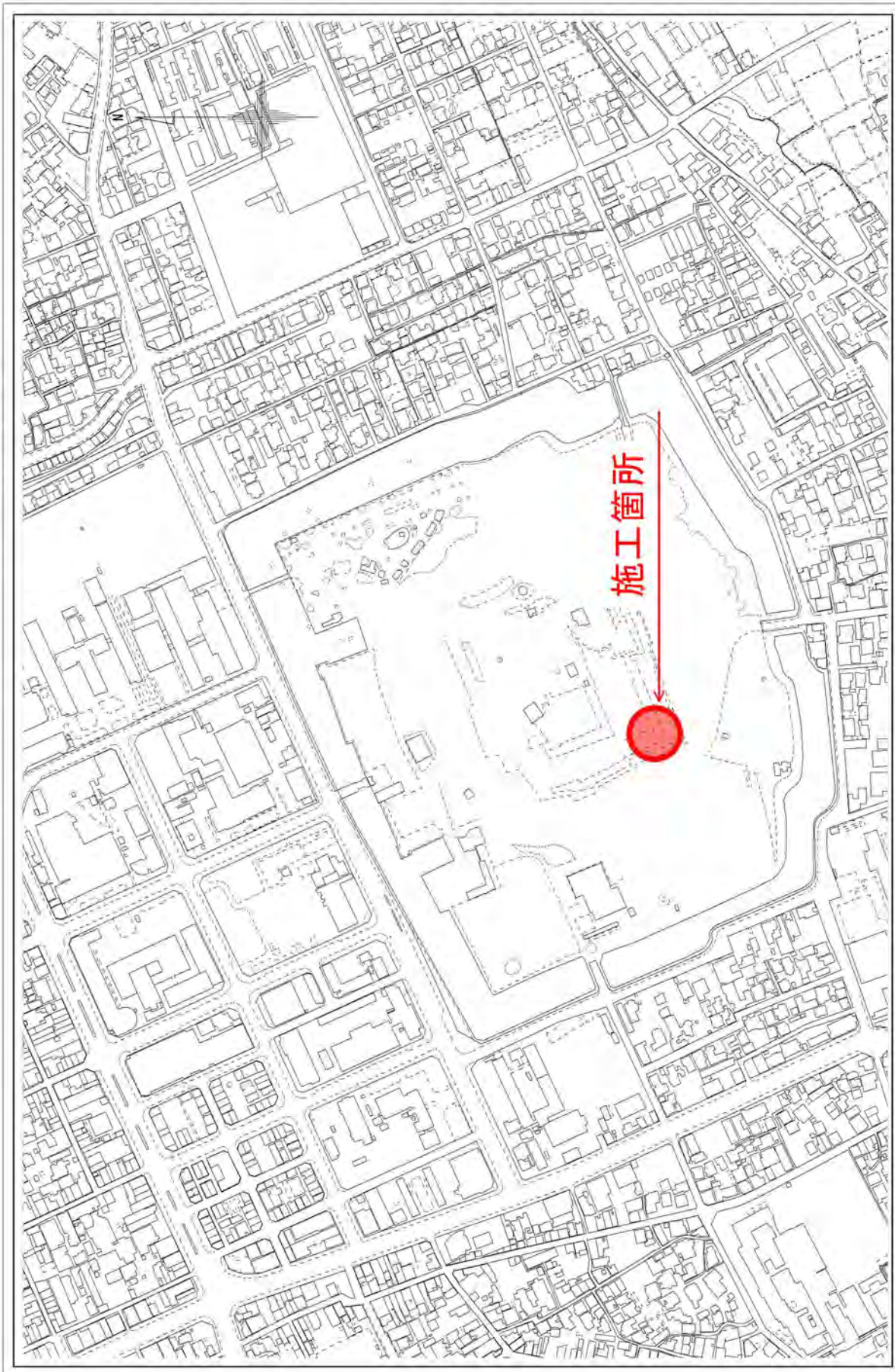
備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成 14 年国土交通省令第 17 号)第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 の 概 要

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事
工 事 概 要	石材加工 1 式 石材製作 1 式 土工 1 式 石材運搬工 1 式 仮設工 1 式

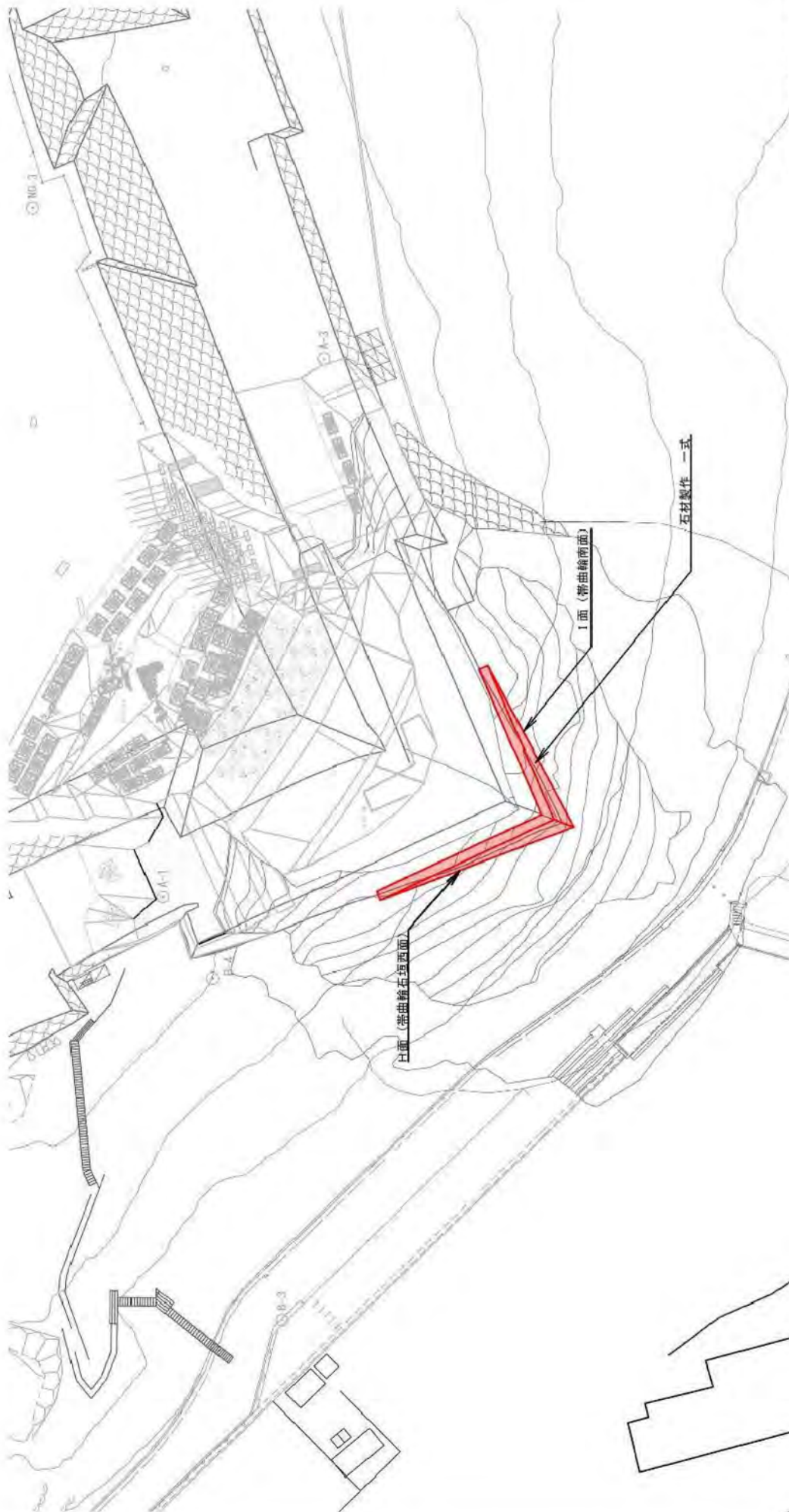
丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事

位置図 縮尺1:5,000



平面図

縮尺 1:200

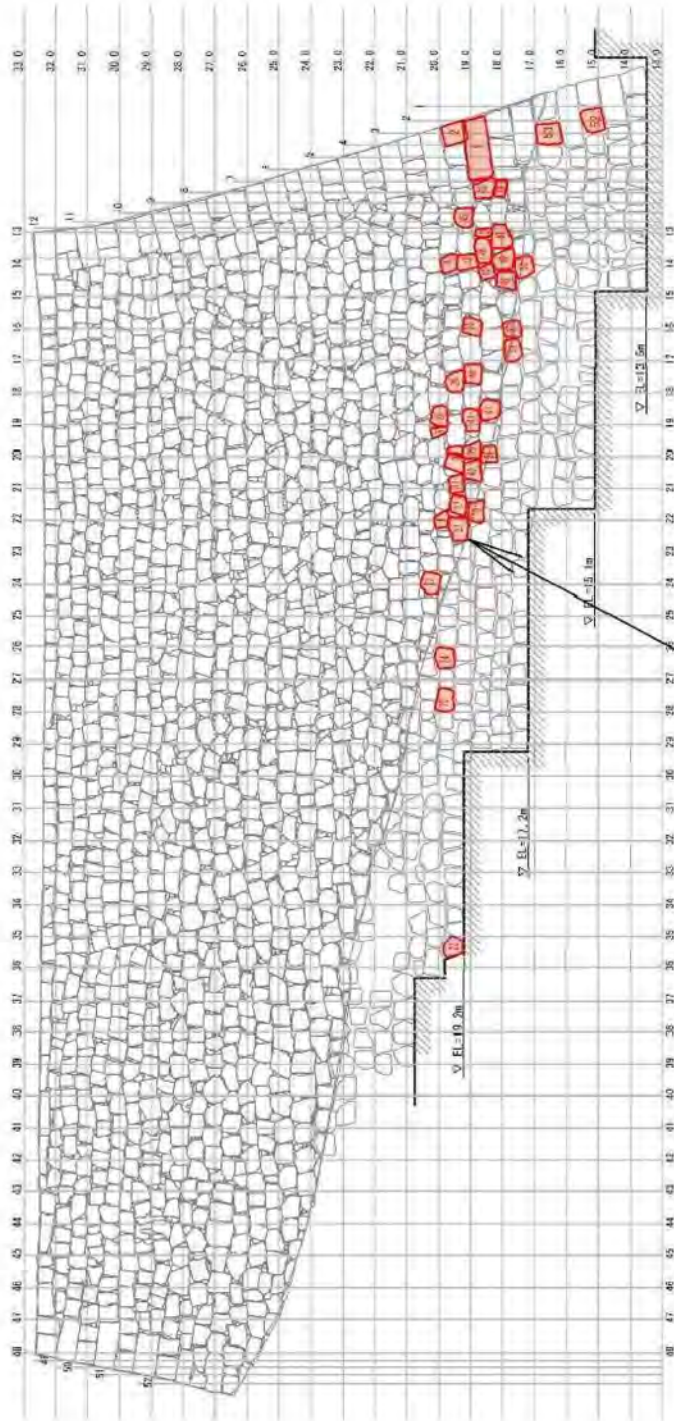


石材加工 一式
石材運搬 一式
土工 一式
仮設工 一式

年度	令和5年度	計画	設計図
事業名	丸亀城石垣修復計画事業		
工事名	丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事		
位置	丸亀市一番丁地内		
図面名	平面図		
縮尺	1:200	図面番号	1 / 3
作成年月	令和5年	7月	
会社名			
製作者	丸亀市		

石垣正面図(1) H面(帶曲輪西面)

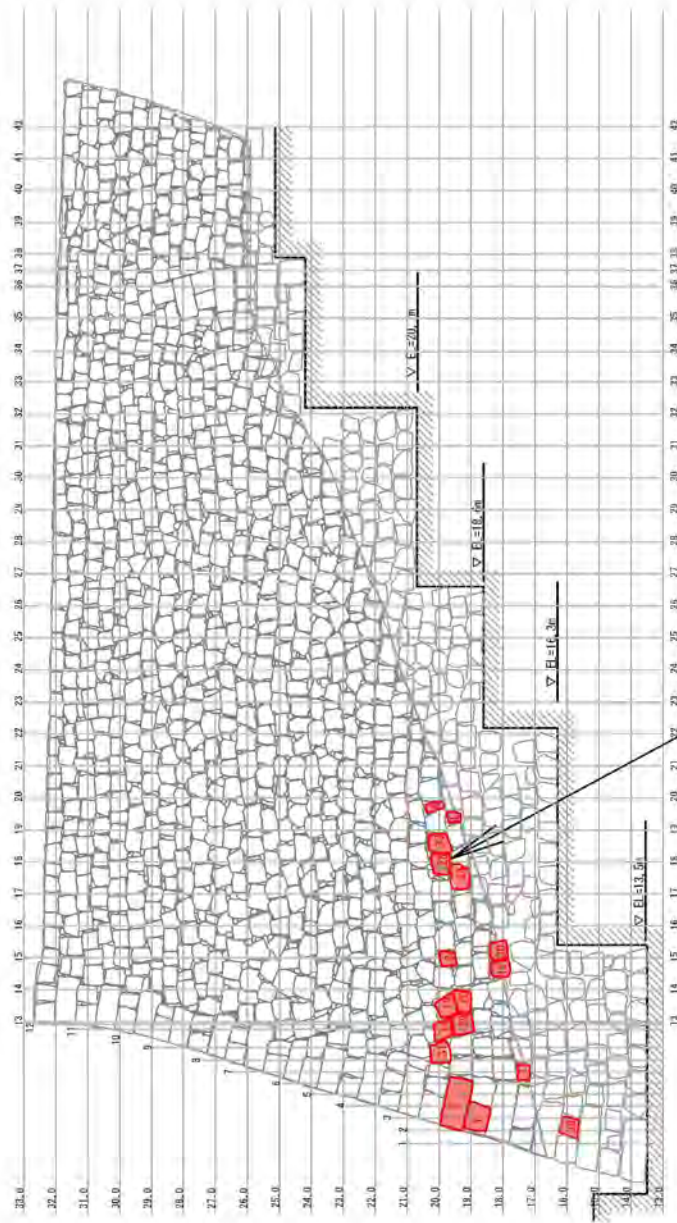
縮尺1:80



年度	令和5年度	築造	設計図
事業名	丸亀市石垣修繕整備事業		
工事名	丸亀城石垣修繕(伴う石材製作等工事)		
位置	丸亀市一帯丁地内		
図面名	石垣正面図(H面)		
縮尺	1:80	図面番号	2 / 3
作成年月	令和5年	7月	
製図者	丸亀市		

石垣正面図(2) 1面(帶曲輪南面)

縮尺1:80



石材製作一式

年度	令和5年度	実施	設計図
構造物名	丸亀城石垣修復工事(帯曲輪南面)		
工事名	丸亀城石垣修復工事(帯曲輪南面)石材製作工事		
位置	丸亀市一帯丁地内		
図面名	石垣正面図(1面)		
縮尺	1:80	図面番号	3/3
作成年月	令和5年	7月	
設計者			
検査者	丸亀市		

議案第 96 号

工事請負契約の締結について（金山地区隣保館・児童館新築工事）

金山地区隣保館・児童館新築工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 契約の目的 金山地区隣保館・児童館新築工事

2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

3 契約金額 金 246,950,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 22,450,000 円

4 契約の相手方 丸亀市郡家町 1032 番地 1

大建住宅株式会社

代表取締役 大岡 信夫

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 金山地区隣保館・児童館新築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市川西町南地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和7年10月31日
- 4 契 約 金 額 ¥246,950,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥22,450,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
- (1) 支払限度額 令和6年度 ¥22,200,000-
令和7年度 ¥224,750,000-
- (2) 出来高予定額 令和6年度 ¥24,695,000-
令和7年度 ¥222,255,000-
- 5 契約保証金
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
☐ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☒ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 大建住宅株式会社（代表取締役 大岡 信夫）

とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年11月22日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市郡家町1032番地1
大建住宅株式会社
代表取締役 大岡 信夫

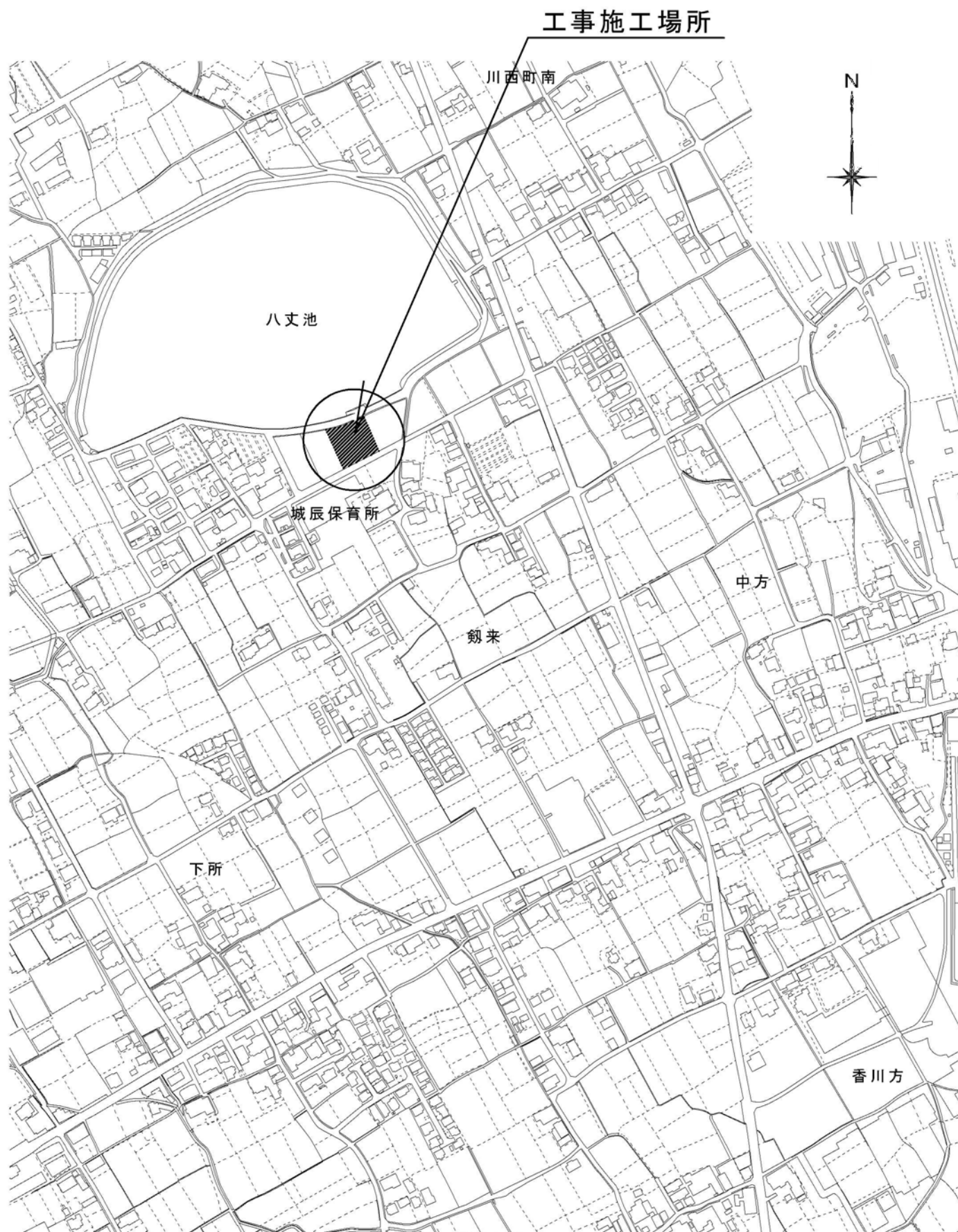
印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

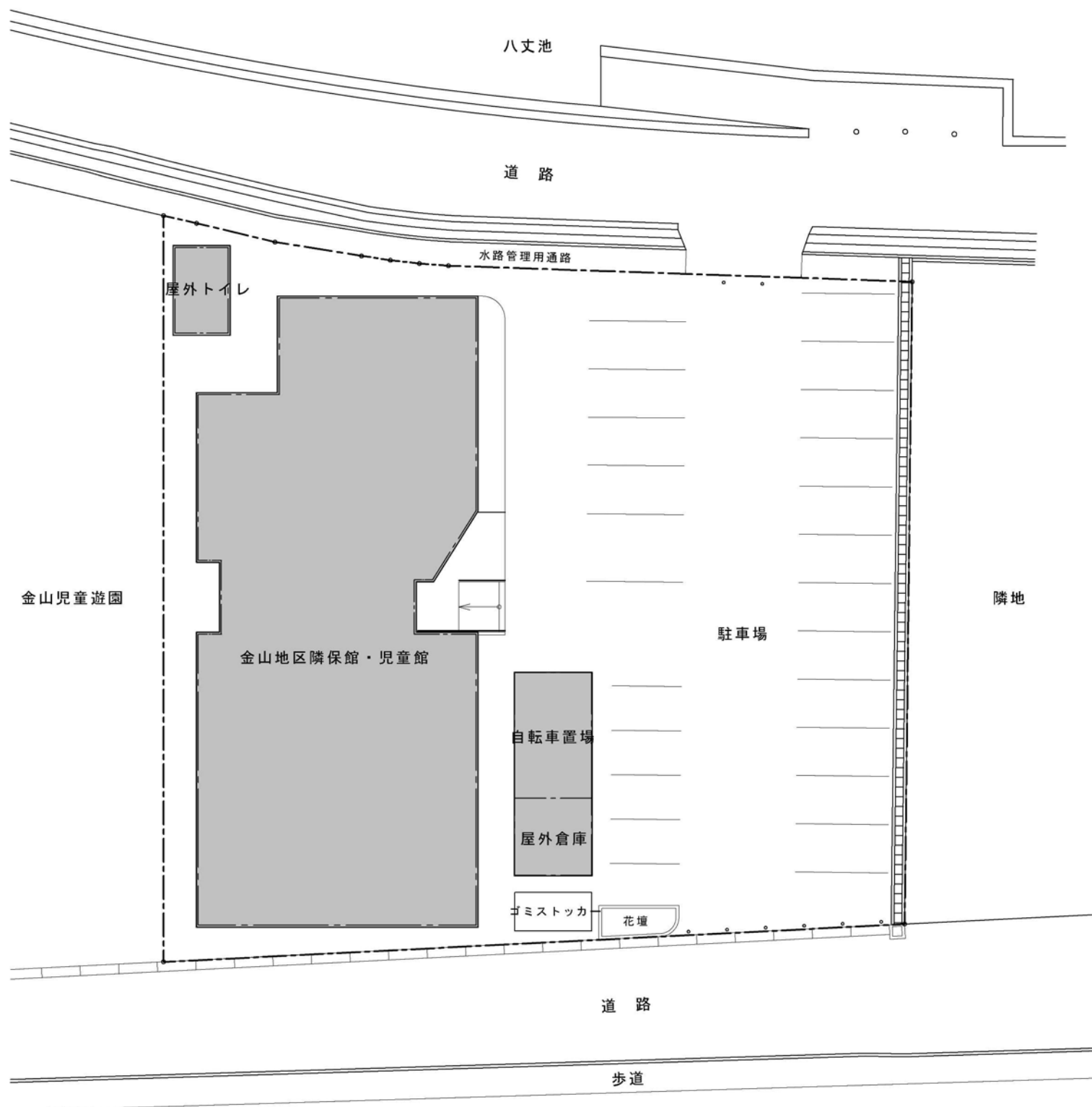
契 約 の 目 的 (工事名称)	金山地区隣保館・児童館新築工事
工 事 概 要	【隣保館・児童館新築工事】 敷地面積 1,360.82 m² ○隣保館・児童館 鉄骨造平屋建て 延床面積 429.34 m² 主要諸室 多目的室、研修室、講座室、調理講習室、図書室等 ○屋外倉庫・自転車置場 鉄骨造平屋建て 延床面積 42.00 m² ○屋外トイレ 木造平屋建て 延床面積 12.24 m² 上記に係る建築工事一式

金山地区隣保館・児童館新築工事 付近見取図



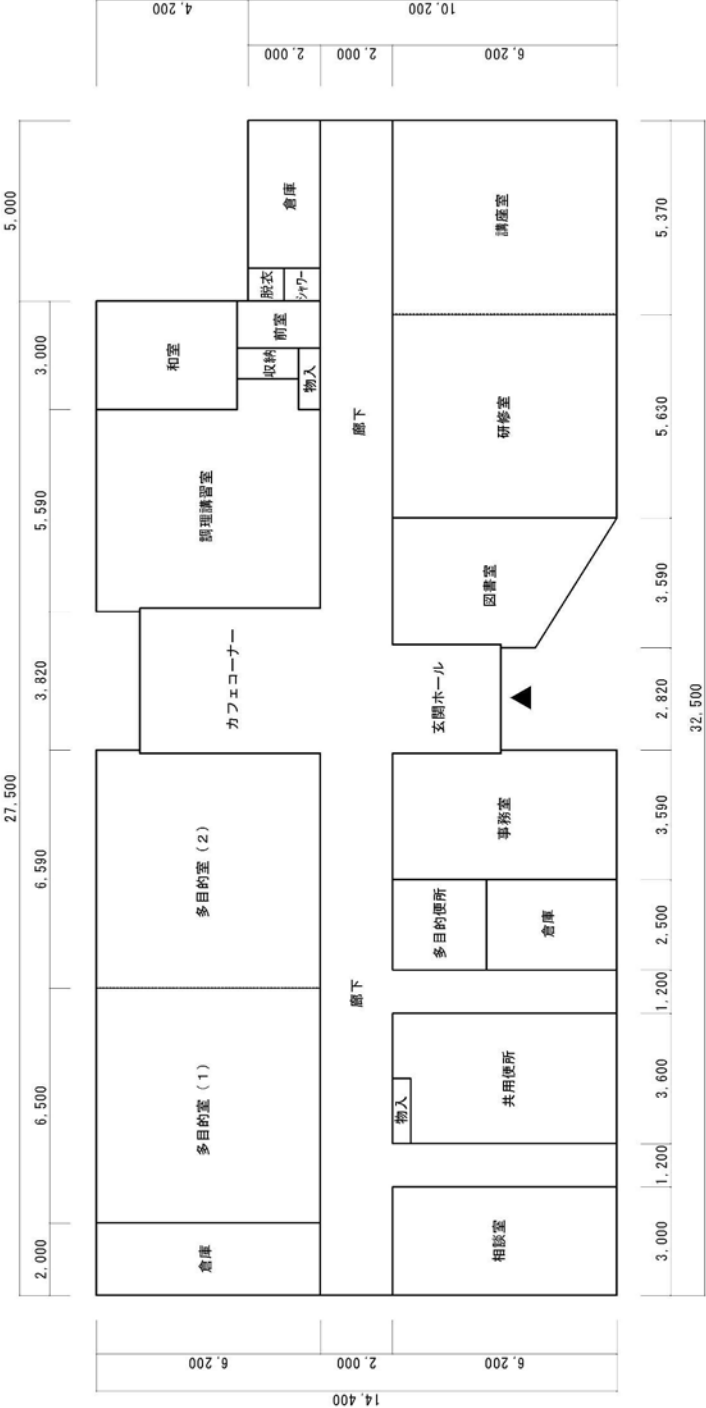
金山地区隣保館・児童館新築工事

配置図



金山地区隣保館・児童館新築工事

平面図



単位：ミリメートル

議案第 97 号

物品の購入について（丸亀市民会館海外製フルコンサートグランドピアノ）
次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 スタインウェイ&サンズ社製フルコンサートグランドピアノ
モデル：D-274
- 2 数 量 2 台
- 3 購入金額 金 76,164,000 円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 6,924,000 円
- 4 購入先 高松市木太町 3685 番地 22
有限会社高松ピアノ工房 代表取締役 蒲生 佳典
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 丸亀市民会館海外製フルコンサートグランドピアノ購入
- 2 契 約 金 額 ￥ 7 6 , 1 6 4 , 0 0 0 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 6 , 9 2 4 , 0 0 0 -
- 3 納 入 期 限 令和7年4月30日
- 4 納 入 場 所 丸亀市綾歌総合文化会館
- 5 契 約 保 証 金 ￥ 7 , 6 1 6 , 4 0 0 -
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永恭二）と受注者 有限会社高松ピアノ工房（代表取締役 蒲生 佳典）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書、又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗、又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

（契約金の支払）

第5条 契約金の支払いは、令和7年4月以降に受注者の支払請求によって行うものとする。受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、令和7年4月以降において、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条

第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (8) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又

は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月28日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永恭二 印

受注者 高松市木太町3685番地22

有限会社高松ピアノ工房

代表取締役 蒲生 佳典 印

議案第 98 号

指定管理者の指定について（丸亀市城北コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市城北コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

明倫の里 城北

丸亀市御供所町一丁目 5 番 20 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 99 号

指定管理者の指定について（丸亀市城西コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市城西コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

天守閣のある町城西

丸亀市山北町 722 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 100 号

指定管理者の指定について（丸亀市城乾コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市城乾コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

港、ふれあいのまち城乾

丸亀市南条町 34 番地 28

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 101 号

指定管理者の指定について（丸亀市城坤コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市城坤コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

ふれあい城坤

丸亀市今津町 283 番地

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 102 号

指定管理者の指定について（丸亀市城南コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市城南コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

ふれ愛の町みなみ

丸亀市山北町 200 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 103 号

指定管理者の指定について（丸亀市土器コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市土器コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

住みたくなるまち土器

丸亀市土器町東七丁目 160 番地

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 104 号

指定管理者の指定について（丸亀市飯野コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市飯野コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

飯野地区地域づくり推進協議会

丸亀市飯野町東分 2334 番地 2

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 105 号

指定管理者の指定について（丸亀市川西コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市川西コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

川西地区地域づくり推進協議会

丸亀市川西町南 428 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 106 号

指定管理者の指定について（丸亀市郡家コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市郡家コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

郡家校区地域づくり推進協議会

丸亀市郡家町 814 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 107 号

指定管理者の指定について（丸亀市垂水コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市垂水コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会

丸亀市垂水町 1345 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 108 号

指定管理者の指定について（丸亀市栗熊コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市栗熊コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

栗熊コミュニティ

丸亀市綾歌町栗熊西 1638 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 109 号

指定管理者の指定について（丸亀市岡田コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市岡田コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

岡田コミュニティ

丸亀市綾歌町岡田下 516 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 110 号

指定管理者の指定について（丸亀市富熊コミュニティセンター及び同分館）
次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市富熊コミュニティセンター

丸亀市富熊コミュニティセンター分館（ゆうとぴあ綾歌）

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

富熊校区コミュニティ協議会

丸亀市綾歌町富熊 1192 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 111 号

指定管理者の指定について（丸亀市飯山南コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市飯山南コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

飯山南コミュニティ協議会

丸亀市飯山町上法軍寺 1010 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 112 号

指定管理者の指定について（丸亀市飯山北コミュニティセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市飯山北コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

飯山北地区コミュニティ推進協議会

丸亀市飯山町川原 1112 番地 5

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 113 号

指定管理者の指定について（丸亀市手島自然教育センター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市手島自然教育センター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

一般社団法人 島に灯

丸亀市手島町 1577 番地

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 114 号

指定管理者の指定について（丸亀市猪熊弦一郎現代美術館）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 ミモカ美術振興財団

丸亀市浜町 80 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 115 号

指定管理者の指定について（丸亀市民体育館ほか 9 施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市民体育館

土器川体育センター

飯山総合運動公園体育館

丸亀市総合運動公園（陸上競技場・テニスコート・第 1 多目的広場・自由広場・第 2 多目的広場・屋根付き広場・丸亀市民球場・アーバンスポーツパーク）

三浦運動広場

中津運動公園

丸亀市野外活動センター

蓮池公園

郡家運動広場

丸亀市飯山総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 丸亀市スポーツ協会

丸亀市金倉町 924 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 116 号

指定管理者の指定について（綾歌森林公園畦田キャンプ場ほか 1 施設）
次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

綾歌森林公園（畦田キャンプ場・畦田キャンプ場休憩所）
丸亀市綾歌総合運動公園（テニスコート）

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社スナック・株式会社 HYAKUSHO 共同企業体
丸亀市綾歌町富熊 440 番地 1

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 117 号

指定管理者の指定について（丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

太平ビルサービス株式会社 高松支店

高松市中新町 2 番 9 号 富士ビル 8 階

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

議案第 118 号

指定管理者の指定について（丸亀市保健福祉センターほか 2 施設）
次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀市保健福祉センター

丸亀市綾歌保健福祉センター

丸亀市飯山総合保健福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 丸亀市福祉事業団

丸亀市大手町二丁目 1 番 20 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 119 号

指定管理者の指定について（大手町第一駐車場ほか 5 施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

大手町第一駐車場

大手町第三駐車場

大手町西駐車場

駅前地下駐車場

福島駐車場

港駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

アマノマネジメントサービス株式会社

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3 番 22 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 120 号

指定管理者の指定について（丸亀駅南第二自転車駐車場ほか 4 施設）

次のとおり指定管理者を指定いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 管理を行わせる公の施設の名称

丸亀駅南第二自転車駐車場

丸亀駅南自転車駐車場

浜町自転車駐車場

通町自転車駐車場

綾歌自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

公益社団法人丸亀市シルバー人材センター

丸亀市塩屋町五丁目 6 番 1 号

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

議案第 121 号

市道路線の変更について（津森町位 1 号線）

道路法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更いたしたい。

令和 6 年 12 月 2 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 変更路線

新 旧 別	路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
旧	つのもりちょうぐらい 津森町 位 1 号線	津森町字上拾丁分 1 5 7 番 1 地 先	津 森 町 字 位 4 8 7 番 2 地 先		13693	1
新		津 森 町 字 位 3 8 2 番 3 地 先	津 森 町 字 位 4 8 7 番 2 地 先			

参照 図面別紙のとおり

市道路線の廃止図 1-①

S = 1 : 5, 000

市道 津森町位 1 号線 (13693)



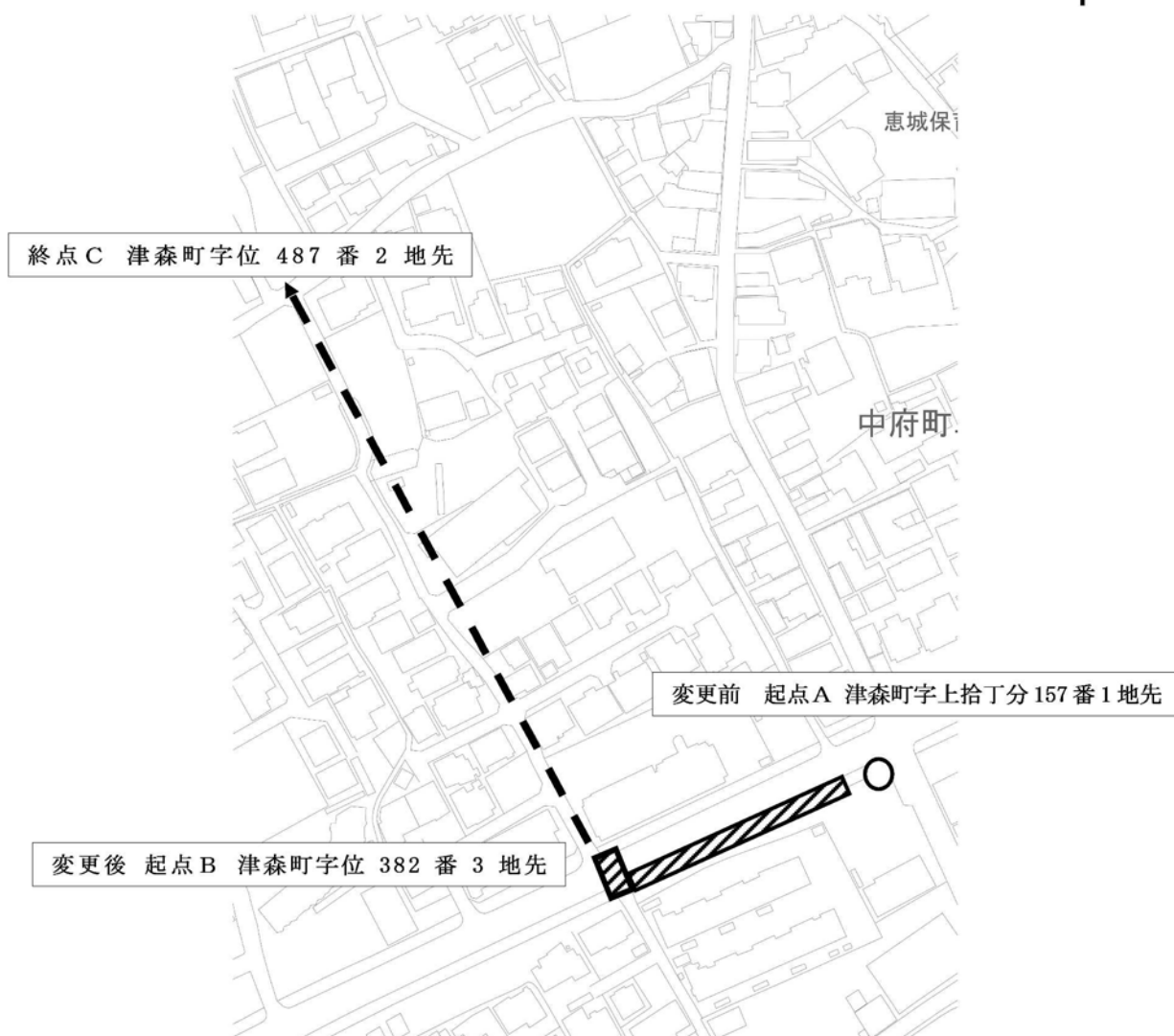
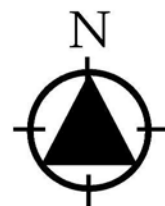
路線名	津森町位 1 号線
延長	111m
幅員	3.90~6.20m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

市道路線の廃止図 1-②

S = 1 : 1 0 0 0

市道 津森町位 1 号線 (13693)



路線名	津森町位 1 号線
延 長	111m
幅 員	3.90~6.20m

凡 例	
●	認定
○	廃止
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部追加)
● ■ ■ ■ ■	変更 (一部廃止)
[■ ■ ■ ■]	追加認定区間
[■ ■ ■ ■]	廃止区間
[■ ■ ■ ■]	変更のない区間

提 案 理 由

議案第 87 号

専決処分の承認につきましては、衆議院の解散に伴い、総選挙が執行されることとなりましたことから、その経費の補正予算を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

議案第 88 号及び議案第 89 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 8,865 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 714 億 9,833 万円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、ふるさと納税事業費について、寄附額の増加が見込まれますことから、返礼品や関連委託料などの経費を追加するほか、七尾市に寄せられた代理寄附金を災害支援金として計上し、あわせて 2,540 万円を措置いたします。

また、市制施行 20 周年記念事業費として、PR グッズ作成に係る業務委託料など 540 万円を計上するほか、地方創生総合戦略推進事業費として、大阪・関西万博を契機としたサンセバスティアン市との交流促進事業に 110 万円を措置いたします。

離島振興費では、企業版ふるさと納税を活用し、広島小中学校の再開に当たり島外を含めた子どもたちの体験学習の環境整備や島の活性化につながる地元住民の活動に対して補助金 500 万円を計上するほか、コミュニティバス・生活バス路線等運行維持費では、75 歳以上の方や毎月 20 日の運賃無料化に係る利用者の増加に伴う費用負担など 275 万円を追加計上いたします。

このほか、事業スケジュールの見直しに伴い、コミュニティセンター太陽光発電設備等整備事業費は 3,700 万円を全額減額いたします。

民生費関係では、子育てのまち・まるがめ支援事業費として、令和 7 年度のこども家庭センター開設に向けた準備経費 110 万円を計上するほか、児童、母子援助費では、ひとり親家庭等医療給付費及びこども医療給付費について、現在までの給付状況から不足が見込まれますことから 6,560 万円を追加措置いたします。

また、児童手当給付費では、制度拡充による給付対象者数が想定を上回ることから 1 億 5,317 万 5,000 円を追加計上するほか、私立保育園等援助費では、子どもたちの性被害防止対策として設備等を整備する保育所等への支援に加え、新たに整備される小規模保育事業所に対するオムツの自園処理や業務効率化に係る経費の補助として、私立保育園等運営補助金 217 万 5,000 円を措置いたします。

農林水産業費関係では、県の補助事業創設にあわせ、地域農業を担う多様な農業人材として認定された方への機械の新規導入に対する補助金 265 万 2,000 円や、麦の連作により低下する水田機能を回復させるため、農事組合法人等が取り組む畦塗作業等に対する補助金 38 万 6,000 円を計上します。

また、県補助金の増額見込みに伴い、単独県費補助土地改良事業補助金 1,178 万円を追加措置いたします。

土木費関係では、道路施設を適正に維持管理するための道路補修等に係る工事費や除草業務等の委託料の不足が見込まれますことから、あわせて 1,750 万円を追加措置するほか、国庫補助金の追加交付が見込まれます市道丸亀臨港線蓬萊新橋他補修事業費に 345 万 5,000 円を計上いたします。

また、県道の路線変更に伴う都市計画図の修正業務委託料 43 万 1,000 円のほか、倒壊により通行に支障を及ぼさないよう、緊急輸送道路の沿線にある建築物の耐震診断に対する補助金 352 万 8,000 円を措置いたします。

教育費関係では、飯野小学校において、次年度の児童受入れ数に基づき不足が見込まれる特別支援教室の整備に要する工事費 800 万円を計上いたします。

また、美術館において、電気料金の高騰により不足する光熱費を補うため指定管理料を 430 万円追加措置するほか、劣化の見られる屋根のコーキングを補修するための工事費 142 万 4,000 円を計上いたします。

このほか、令和 5 年度に収入済の子ども・子育て支援交付金について、事業費の確定に伴い返還が必要な額を、過年度国県等支出金返還金として各関係事業費において措置いたします。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国・県支出金、寄附金、基金繰入金、市債、前年度繰越金を措置するほか、所要の財源更正を行うものです。

予算第 2 条の債務負担行為の補正につきましては、コミュニティセンター太陽光発電設備等整備事業や、大手町地区 4 街区立体駐車場整備に伴う概略設計業務委託料及び地質調査業務委託料、ギガスクール構想に係る生徒用タブレット端末購入費のほか、コミュニティセンターをはじめとする各施設の指定管理料において後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の地方債の補正につきましては、単独県費補助土地改良事業補助金、市道丸亀臨港線蓬萊新橋他補修事業費、飯野小学校特別支援学級整備事業費などに係る事業債の

補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

駐車場特別会計の債務負担行為の補正につきましては、指定管理料の後年度における負担の限度額を定めるものであります。

議案第 90 号

モーターボート競走事業会計補正予算につきましては、総売上で増加が見込まれることから、収益的収入であります営業収益の開催収入を 175 億 5,990 万円増額いたします。収益的支出であります営業費用の競走実施費については、売上に連動する経費として、払戻金・返還金、日本財団交付金等の法定交納付金、中央情報処理センターシステム利用料、香川県中部ボートレース事業組合配分金、電話投票事務委託料を合わせて 150 億 6,749 万 5,000 円を増額いたします。

債務負担行為の補正につきましては、令和 7 年度に S G 競走である第 52 回ボートレースオールスターの開催が決定しましたので、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、S G 競走全国販売促進キャンペーン業務委託料 6,557 万 5,000 円、S G 競走イベント開催業務委託料 7,950 万円、S G 競走テレビスポット CM 放送業務委託料 500 万円を、また年間を通じた全国販売促進・ファンサービス業務委託料 8,370 万円、インターネット・スマホ運營業務委託料 1 億 4,220 万円、イベント開催等業務委託料 1 億 3,700 万円、テレビスポット CM 放送業務委託料 3,875 万円、グリーン・モーヴィ運營業務委託料 1 億 5,000 万円を計上いたします。

議案第 91 号

丸亀市市税条例及び丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和 6 年 6 月 7 日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項ずれが生じることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 92 号

丸亀市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、本市において新たに自己啓発等休業制度を導入するため、制定するものであります。

議案第 93 号

丸亀市市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税納税等の電子化が推進されることに伴い、新たに督促手数料の徴収に要する費用及び事務が増加することから、費用対効果、事務効率化及び納税者の利便性の向上等を勘案し、市の債権に係る督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 94 号

丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正につきましては、丸亀市立学校体育施設に新規に空調設備を整備することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 95 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事を実施する中で、足場施工に必要な重機の借上げや転用石に用いる旧石材の荒加工の増工等、契約金額を増額する必要があるため、令和 6 年 11 月 1 日に鹿島建設株式会社四国支店と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 96 号

工事請負契約の締結につきましては、金山地区隣保館・児童館新築工事について、去る 11 月 15 日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、大建住宅株式会社に落札決定し、工事請負仮契約を 11 月 22 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 97 号

物品の購入につきましては、丸亀市民会館海外製フルコンサートグランドピアノ購入について、去る 10 月 21 日に指名競争入札を行いましたところ、有限会社高松ピアノ工房に落札決定し、物品売買仮契約を 10 月 28 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 98 号から議案第 120 号まで

指定管理者の指定につきましては、令和 7 年 4 月から指定管理者にそれぞれの施設の管理を行わせるため、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づき、指定管理者となるべき団体を選定したので、地方自治法第 244 条の 2 第

6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第 121 号

市道路線の変更につきましては、津森町位 1 号線について、県道多度津丸亀線整備事業により一般交通の用に供する必要がなくなった区間を一部廃止し、起点を変更するものであります。